

電波監理政策と行政指導

寺田麻佑¹³ 板倉陽一郎²³

電波監理の在り方について、2018年現在、規制改革推進会議の答申等を受けて総務省において議論が続けられている。本論考においては、様々な観点から電波監理政策の在り方が検討されている現状を概観したうえで、電波の配分に関する透明性の向上が目指される中における、電波監理に関する行政指導と政策の在り方について議論を整理し、現状の問題点を把握することとする。

Spectrum Management Policy and Administrative Guidance

MAYU TERADA^{†13} YOICHIRO ITAKURA^{‡23}

Currently, as of 2018, the way of spectrum management is discussed at the Ministry of Internal Affairs and Communications responding to consultation reports issued by the Regulatory Reform Promotion Council at Cabinet Office. In this paper, current situation where spectrum management policy is being considered from various viewpoints is overviewed. Then, discussion on policy and administrative guidance in spectrum management is organized. As improvement of transparency in allocation of radio spectrum is aimed, current problems and situation are considered.

1. 問題の所在—電波監理の在り方に関する 制度見直しの要請と必要性

近年、モノとモノがそれぞれインターネットとつながり、様々なモノがそれぞれ通信を行う IoT (Internet of Things) 機器が急速に普及している。また、小型無人機 (ドローン) も多くの場所において報道その他のための撮影やインフラ点検などに利用されるようになってきているが、ドローンについても様々な通信が行われることは前提となっている。

このように、人を介せず通信を行うモノが数年前と比べて飛躍的に多くなっている現状において、通信量はすでに増大しており、また、これからも増加することが予測されている。

しかし、電波は有限で希少な資源であるため、急速な電波利用の需要増加に対して、どのように電波を有効に配分するかということが問題となる[1]。また、そもそも、電波監理はどのような形で行うことが適切なのかという問題が存在している。基本的に電波の監理を行う主体は、我が国を含めて各国において(私人・民間ではなく)「国」と考えられているところ、国が有効な配分を含めて適切な電波監理政策をどのように行っていくのかについては、

フォーマルな行政手続とインフォーマルな行政手続をどのように組み合わせていくのかという問題に帰着する。

電波の需要が逼迫し、同時に Society5.0 などを見据えた政策が必要となるなか、2017年の規制改革推進会議においては、電波利用料体系や電波利用料の用途の検討、電波利用状況に関する情報開示の充実なども含めた、有効に電波を利用するための、電波の機動的再配分のための制度変更が提案・検討された[2]。それを受けて、現在、様々な具体的な電波監理に関する検討が総務省においても行われている状況にある[3]。

そこで、本論考においては、まず、様々な観点から電波監理政策の在り方が検討されている最近の現状を概観したうえで、電波の配分に関する透明性の向上が目指される中における、電波監理に関する行政指導と政策の在り方について、現在の枠組みの中では足りない部分の検討や、適切な電波利用環境を整えるための監理制度に関する議論を整理し、現状の問題点を把握することとする。

特に、電波監理の在り方については、電波の配分をめを中心に、透明性を向上させるべきであるという指摘がなされていた[4]。そこで、透明性に関する問題を整理するため、電波監理政策の実現のためのインフォーマルな手続としての行政指導の機能と問題点につき、考察する必要がある。このような観点から、これまでの電波監理の在り方に関する検討経緯とともに、電波監理政策に関するプロセスの中における行政指導についても検討を行う。

†1 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International
Christian University

‡2 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

†3 理化学研究所革新知能統合研究センター (AIP)
RIKEN AIP

2. 電波監理に関する議論の経緯

2.1 規制改革推進会議における検討経緯—第一次答申からそれを受けた動きと関連する会議における検討内容

2017年5月に公表された、「規制改革推進に関する第一次答申」は、介護や医療の問題を含めて様々な問題を取り扱うなかの一つの項目として電波政策を取り上げ、そのなかでも、電波周波数の調整・共用の検討を進めることとし、具体的には、公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直しや公共用周波数の民間開放に係る目標設定、官官・官民共用化の推進、より効果的な周波数再編の促進、実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討などを提案している。

なお、この第一次答申の前に、公共用周波数の民間開放が「成長戦略に直結する行政改革」であるとの見地に立ち、電波割当に関するブラックボックス状態の透明化と第三者機関による監査、公共用周波数を政府の資産として管理・活用、周波数の民間開放の目標設定、利用料設定など、民間開放のインセンティブの制度化、周波数割当行政の体制の見直しなどを具体的に盛り込んだ「公共用周波数の民間開放に関する緊急提言」(平成29年5月30日自由民主党行政改革推進本部官民電波利活用PT)が発表されている[5]。この緊急提言においては、「民間部門に割り当てられ有効に活用されていない周波数についても取組が必要である」との指摘もなされていた。

規制改革推進に関する第一次答申のうち、電波監理政策に関する部分は、以下の通りである。

規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～[6]

4. 投資等分野

⑤ 電波周波数の調整・共用

第4次産業革命の進展に伴い、新たな電波利用のニーズは拡大している。これに応えるには、既に割り当てられた周波数が有効に活用されているかを点検し、調整・共用の取組を行うことが必要である。諸外国では、特に公共用に割り当てられた周波数に着目して、調整・共用の取組が先行してなされている。

以上を踏まえ、海外事例を参考としつつ、我が国における公共用の周波数割当について検討した。

電波周波数の調整・共用

ア 公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し

【平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を得次第順次措置】

我が国では、政府部門の周波数の割当状況の大部分が非

開示となっている。また、利用状況調査については、既存免許人に対するアンケート調査(原則3年周期)にとどまり、他国に比べて実態に即した詳細な調査は行われておらず、希少な周波数が有効利用されていないおそれがあると考えられる。

したがって、以下の措置を講ずる。

a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。

b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。

イ 公共用周波数の民間開放に係る目標設定

【次期目標値見直しまでに検討・結論・措置】

米国及び英国では、平成22年から政府部門の周波数の民間への開放や、政府周波数の民間との共用(官民共用)の目標値を定め、その確保を進めている。一方、我が国においては、周波数調整・共用・再編が検討されているものの、政府部門から周波数を民間向けに確保する目標値は定めていない。周波数のアクセス数の極大化により、周波数の確保は喫緊の課題であり、目標値を定めて取り組むべきと考えられる。

したがって、周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。

ウ 官官・官民共用化の推進

【平成29年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成32年度結論】

現在、特定の地域における周波数の官民共用は、一定程度行われているが、利用地域や用途は限定的であり、有効活用されているとは言い難い。一方、米国及び英国では、革新的な技術を用いたダイナミックな割当により、官官共用及び官民共用が進められていると認識している。我が国においても、周波数の効率的利用の観点から、周波数の官官共用及び官民共用について検討すべきと考えられる。

したがって、周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。

エ より効果的な周波数再編の促進

【平成29年度検討・結論】

現在、周波数移行に要する費用を、新たに電波の割当てを受ける者が負担し、電波の再編を促進する制度「終了促進措置」があり実施されているが、これまでの実施例では、周波数の使用を終了する無線局として、民間の事業者のみが対象となってきたことから再編が限定的となっていると考えられる。

したがって、電波政策ビジョン懇談会最終報告書（平成26年12月）において経済的価値も考慮した終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的利用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて検討する。

オ 実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討

【a:平成29年度検討・結論・措置, b:平成29年度検討・結論】

現在、比較的短期の審査期間で、特定地域内において短期間利用可能な無線局免許を付与する「特定実験試験局制度」が存在する。しかしながら、現行の実験試験局・特定実験試験局では、「実用に供し」てはならないとの制度上の背景により、現行の暫定的な免許では予見可能性が低く、開発や商用化に向けた投資に対する委縮効果が発生していると考えられる。

したがって、新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。

a 「実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。

b 申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得が可能とすることについて是非を検討する。

このような第一次答申を受けて、電波監理政策については、規制改革推進会議の投資等ワーキンググループにおいて様々な論点について検討が行われた[7]。その検討経過においては、当面の重要事項として平成29(2017)年9月11日に電波政策が示され、特に「年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項」として、電波政策につき、技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度の改革や官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、

電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくりが必要であるとの指摘がなされた[8]。そして、その後、平成29(2017)年10月30日の第7回投資等ワーキンググループにおいて規制改革推進室より提出された資料において、「電波割当制度の改革」に関するまとめがなされた[9]。

すなわち、Society 5.0における新たな電波の利用ニーズとしてのIoTや自動走行のほかワイヤレス電力伝送、動画配信ほか大容量の通信等に対応するために、国民の財としての電波の最大限の有効活用を行い、再配分を機動的におこなうための制度改革を行うとする目標の下で、制度改革に関する具体的措置として、(1)公共部門の割当状況と利用状況の実態の見える化、(2)帯域確保のための方策としての周波数の返上制度や目標の設定、明渡しを促すインセンティブの設計、(3)割当手法の改革としてのオークションと比較審査やより柔軟な割当、二次取引の可能性、共用を前提とした割当や免許不要帯域の適正な確保の方策の検討、(4)利用料体系の見直しとしての放送と通信の負担の公平性の在り方、経済的価値に基づく負担や公共部門での利用料徴収、利用料収入の使途の見直し、そして、具体的な適用段階における課題として、(1)帯域の確保のための、公益事業を含む公共部門の周波数の共用化や、放送用帯域を含む民間部門の周波数の効率化、(2)新たな帯域の割当としての新たな用途に係る専用帯域の割当、免許不要帯域の拡大の検討、がまとめられた。

そして、これらのまとめや議論を受けて公表された規制改革推進に関する第二次答申（平成29(2017)年11月29日）においては、さらに電波改革が重要事項とされ、細かな電波改革の検討内容が指定される形で報告書が公表された[10]。

また、Society 5.0の実現に向けた改革を目指す未来投資戦略2017においても、公共用周波数に関する第三者による監査などを含めた調査方法の在り方の検討、公共用周波数の価値の精査ならびにそれらを管理し有効活用するための方策や体制の在り方の検討が進められるべきであると言及されていた[11]。

電波制度改革は第二次答申の中の重要な位置を占めており、規制改革の目的としては、すでに示されていたように、Society 5.0を世界に先駆けて実現するためのインフラとしての電波とその利用ニーズの拡大の現状を踏まえ、さらなる有効利用が必要であることが記されている。

具体的には、電波利用ニーズの高度化と拡大に対応するために、周波数割当と利用状況の公共部門・民間部門合わせての「見える化」の推進や、有効利用されていない帯域についての返上を円滑に行う制度の整備、割当手法と電波利用料について、経済的価値をより反映するための抜本的見直しの必要と、電波利用料に関する利用料

負担の公平性確保の観点からの見直しが必要であるとされた[12].

2.2 閣議決定と総務省電波有効利用成長戦略懇談会における検討

また、その後、あたらしい政策パッケージが2017(平成29)年12月8日に閣議決定され、そのなかにおいて、電波制度改革については、Society 5.0の準備のためのインフラ整備として、通信インフラの強化として位置づけられ、規制改革推進会議第2次答申(平成29年11月29日決定)で示された実施事項を「着実に実施する」と明記された[13].

規制改革推進会議の第2次答申を受けて検討を進めている、電波有効利用成長戦略懇談会においては、以下のような問題について検討をおこなっている。すなわち、周波数割当て・移行関連については、1)周波数返上等を円滑に行うための仕組みに関する検討、2)周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設の検討、3)割当て手法の抜本的見直しの検討、4)新たな割当て手法により生じる収入の用途の検討、5)二次取引の在り方の検討、6)共用を前提とした割当ての検討、7)提案募集型の用途決定の検討をおこなっている。また、電波利用料制度に関しては、1)電波利用料の用途の見直しの検討、2)電波利用料負担の適正化の検討、3)公共用無線局からの電波利用料の徴収の検討、4)免許不要帯域の確保の検討をおこなっている[14].

2.3 電波改革の方向性に関する検討

電波監理政策の改革の方向性としては、電波の見える化をはじめ、周波数の割当てと移行、電波利用料の改革を行い、その他5G時代を見据えた様々な政策を提案しようとしていることができる。なお、周波数割当てに関しては、オークション方式の導入の検討ではなく、現在行われている審査方式の充実を図る方向で議論がなされている。

3. 電波監理の法制度

3.1 日本の電波監理

我が国において、電波監理は総務省が所管しており、電波利用に関する事柄すべてについて、電波の監理範囲としている。電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としている電波法がその根拠法である。そして、電波法第4条において、「無線局を開設無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない」と定められているように、無線局の免許制が法定されている。

電波の送受信をおこなうためには、我が国においては、同法4条1項1号以下に定められる微弱無線局等、無線局の免許の取得が不要な場合を除き、免許が必要とされ

ている[15].

3.2 電波の割当制度—電波法26条

また、電波法26条は、周波数割当計画について、「総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。」と定めている。周波数ごとに性質が異なる電波につき、それぞれの周波数に適した目的に沿って利用されるように、それぞれの周波数帯をどのような目的で利用するかについての割当計画を定めるというものである。このように電波の割当(周波数の用途)を実際にどのように決定することがよいのか、現在のままの割当方法でよいのか、技術が革新的に進む現状のなかで問題となっている。

3.3 電波割当制度の改革に関する議論

我が国においては、周波数の管理政策として、電波の割り当てに関して、電波監理機関が個別に申請書を確認したうえで、比較検討をしながら周波数を割り当てる比較審査方式が採用されている。この比較審査方式は、2000年の電波法の改正によって導入されたものであり、それ以前は、申請順に周波数が割り当てられる先願主義が採用されていた。現在の比較審査方式は、行政機関によって電波利用の申請者の審査が行われ、行政の裁量によってその割り当てが決定される制度である[16].

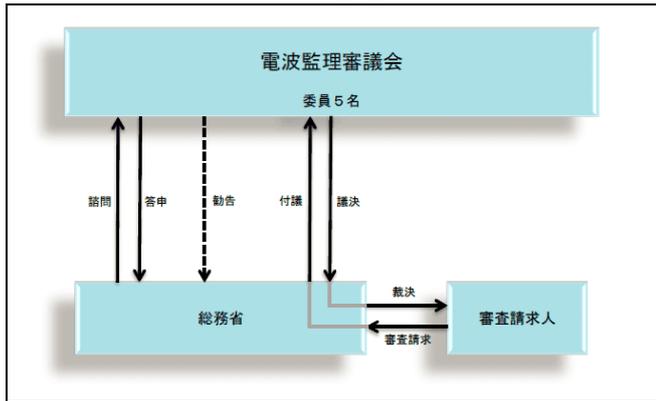
この周波数の割当手法については、新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた、周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用などを含めた金額を競願手続において申請し、それを含む複数の項目、すなわち人口カバー率や技術的能力などを総合的に評価し、価格競争の要素を含めて、周波数割当を決定する方式を導入することが具体的に検討されている(平成30年度中に法案の提出が予定されている)[17].

3.4 電波監理審議会

電波監理審議会は、もともと電波監理委員会として1950年に電波・放送を含めた監督機関として設立されていたが、その後、郵政大臣(現在は総務大臣)へと権限が委譲され、諮問機関となったものである[18]. 電波法(昭和25年法律第131号)第99条の2に基づいて設置されており、その所掌事務としては、総務大臣の諮問(必要的諮問事項)に対し答申すること(電波法第99条の11及び放送法第177条)、必要的諮問事項に係る事項について総務大臣に勧告すること(電波法第99条の13及び放送法第179条)、電波法及び放送法に基づく総務大臣等の処分に対する不服申立てについて審査及び議決すること(電波法第85条及び放送法第180条)、とされている。

かかる電波監理審議会は諮問機関であるから、勧告に総務大臣は最終的に拘束されない。

電波監理審議会イメージ図[19]



3.5 電波利用料制度

電波利用料は、不法電波の監視や総合無線局監理システムの構築・運用など、電波の適正な利用の確保に関して、無線局全体の受益を直接の目的として行う電波利用共益事務の処理に必要な費用について、その受益者である、無線局の免許人等に、電波利用の共益費用として公平な負担を求める制度である[20]。かかる電波利用料制度は、平成5（1993）年に導入された。

3.6 電波利用料の見直し

電波利用料の用途については、電波法に規定が存在しており、現在検討されている電波利用料の用途の変更はすべて法律改正によってなされる予定である。電波利用料は、電波の適正な利用の確保に資するためにも、すくなくとも、三年ごとに見直しが行われることとされており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用について、その期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに、電波利用共益事務の内容と料額が決定されている[21]。

現在、電波利用料については、公共用無線局からの電波利用料の徴収の在り方に関する検討とともに、電波の経済的価値を反映する方向で、実際の無線局の利用状況（周波数の逼迫度）を勘案して細分化することなどが検討されている[22]。

4. 電波監理政策と行政指導

4.1 インフォーマルな行政活動として活用されてきた行政指導

行政指導とは、行政作用の中でも、法令に基づく一方的な規律である、公権力の行使の要素を有さない行為類型のなかでも、国民に対して直接的に行われるものである[23]。行政指導のなかには、規制行政指導、助成的行政指導、調整的行政指導があり、特に助成的行政指導は、情報の提供等など、相手方に対するサービスとして行われるものであって、私人の自由を規制したり、制約したりするようなことはなく、また、方向性を誘導するような機能も有していないものである[24]。

行政指導は原則として法律の根拠を必要としないため[25]、我が国において様々な場面で多用されてきた。産業振興その他の場面において行政指導は、行政目的を達成するための手段として、様々な政策の方向付けなどを行うためにインフォーマルな行政活動として、活用されてきた。そして、この点については、特に1980年代以降進んだ経済のグローバル化において、諸外国から、行政指導の活用による経済活動や各種政策の方向づけについて、不透明な手続である等と批判されることとなった。行政指導は多くの場面において多用されていたが、行政指導の濫用であると批判され、行政活動の透明性を向上させるために、行政手続法が制定されることとなった。

なお、平成5（1993）年に行政手続法が制定され、その2条6号においては、行政指導は、「行政機関がその所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分該当しないもの」と定義されている。この定義からは、助成的行政指導は除外されることとなるが、講学上、行政指導は助成的行政指導も含んでいる。行政手続法は、特に、私人の自由を制約する機能を有する行政指導について、特に取り上げて定めているものである。

4.2 電波監理政策と行政指導

電波はその物理的性質から、有害な干渉を受ける可能性もあり、また、混信等が生じる可能性もある。そのため、電波の受信や発射については、混信等が生じるおそれを防ぐために、電波の周波数や出力や方向などを調整し、規制して電波監理を行う必要性が存在している。この電波監理については、すでにみたように、我が国においては、総務省の所掌事務とされている（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第63号～第72号）。

特に電波の割当については、申請にあたって様々な事前相談を受け付けたり、調整をおこなったりすることもあり、様々な場面において広義の行政指導は活用されている。

法令の仕組み上、最終的には免許という周波数の割当を決めることとなっているとしても、免許付与の仕組みの過程の中にすでに行政指導は組み込まれている。この行政指導の在り方を、より透明性を高める形で、たとえば法令によりフォーマルな形で指導を行うことを規定するなどといった方法も考えられ、次にみるように、現に検討されている。

4.3 周波数の返上を円滑に行うための仕組みの中における行政指導の活用

行政指導は、法令上の根拠なく行うことができるため、電波監理行政の様々な場面においてインフォーマルな形で柔軟に行われている。しかし、たとえば、現在、電波有効利用戦略懇談会において検討が進められているよう

に、認定機関が終了した周波数帯について、引き続いて免許を行うに当たっては、改めて有効利用の計画を作成して審査し、その進捗状況に応じては、是正勧告や改善命令を行うなどといった、法律の仕組みに組み込まれた行政指導を行うことも考えられる。現在法律改正事項として検討中である、周波数の返上を円滑に行う仕組みの一つとしての、事業者が割り当てられた周波数全体について進捗状況を報告し、公表する仕組みや、その公表の中でももとの目標であった人口カバー率や面積カバー率等が達成できない場合の手段としての改善命令や是正勧告については、原則として拘束力のない形で設計することが通常と考えられる。しかし、このような仕組みはフォーマルな行政指導の形を採用することとなるため、事業者側に与えるインパクトも強いものとなる。行政指導の仕組みを電波監理の場面において実際に法令上の勧告等として組み入れる仕組みを考える際には、同時に、行政の判断のプロセスの透明性を高めるという観点から、何らかの指導を行う基準を明確にするなど、事業者の予測可能性や反論可能性を担保する仕組みを整えることを検討することが必要となろう。また、たとえば、法律の規定に基づいて勧告をおこなったということが総務省からプレスリリースによって発表されるというようなことも考えられ、このような手法も行政指導の一つとして考えられるところ、そのような公表の在り方なども含めて検討する際には、行政プロセスの透明性を向上させるためにも、できる限り明確な基準が同時に作られるべきであることも同時に議論されるべきであろう。

5. まとめ

電波の配分の在り方をめぐり、行政の決定に至るまでのプロセスの透明性を高める方法が今般の電波改革においては検討されている。

行政による免許等の付与に至るまでのプロセスのなかで、行政が何をどのように判断したのかということに関しては、できる限り基準などが明らかになったほうがよいと考えられる。もちろん、審査の都合上公表できない事柄などもあるものと考えられるが、インフォーマルな行政指導も含めて、相談事例などがわかりやすい形で公表される等の仕組みがあれば、より、新規参入を考える事業者等にとっても不安の少ない仕組みとなるものと考えられる。

その意味において、たとえば、周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの検討の中で現在議論されている、割り当てられ周波数に関する進捗状況の報告を事業者に求める制度や、目標達成ができなかった場合に是正勧告や改善命令を行う制度などについては、よりフォーマルな形での（おそらく実現するとすれば法律に基づいて行われる）行政指導の活用が目指されているものというこ

とができ、電波の配分に関する透明性を向上させることに貢献するものということができよう。

電波監理を行ううえで、行政は様々な場面でインフォーマルな行政指導を行っている。このことは、柔軟に様々な事態に対応できるというメリットがある一方、プロセスに透明性がないという批判も受けるものであった。この点については、繰り返しになるが、行政プロセスの透明性を向上させるためにも、電波割当の際に行われる行政指導について、たとえば今般検討されているよう勧告等の仕組みを法律に組み入れていく場合であれば尚更、できる限り、明確な基準が同時に作られるべきであろう。

参考文献

- [1] 新たな電波利用システムの導入に向けた対応として、スピード感のある周波数の確保や制度整備が求められている、と指摘されていた。総務省「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000193002.pdf(2018年4月24日最終閲覧)。
- [2] 平成29年5月23日規制改革推進会議 <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20170523/170523honkaigi01.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。平成29年9月15日規制改革推進室発表「電波割当制度に関する最近の取組等について」、<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170915/170915toushi02.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。また、規制改革推進に関する第二次答申（平成29（2017）年11月29日）<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/171129/toshin.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [3] 総務省電波有効利用成長戦略懇談会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/dempayukoriyo/index.html (2018年4月24日最終閲覧)。
- [4] 自民党行政改革推進本部官民電波利活用PT「公共周波数の民間開放に関する緊急提言」<https://fumiaki-kobayashi.jp/2017/05/30/12-13-42/>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [5] 同上、<https://fumiaki-kobayashi.jp/2017/05/30/12-13-42/>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [6] 平成29年5月23日規制改革推進会議 <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20170523/170523honkaigi01.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [7] <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/meeting.html> (2018年4月24日最終閲覧)。
- [8] 平成29年9月11日規制改革推進会議決定「当面の重要事項 ―チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る―」<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20170911/170911honkaigi03.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [9] 平成29年10月30日規制改革会議投資等WG 規制改革推進室提出資料「電波割当制度の改革（これまでのヒアリング等で示された論点）」(抄)
- [10] <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/171129/toshin.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [11] 首相官邸「未来投資戦略2017 Society 5.0の実現に向けた改革」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf (2018年4月24日最終閲覧)。
- [12] 規制改革推進に関する第二次答申（平成29（2017）年11月29日）<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/171129/toshin.pdf>(2018年4月24日最終閲覧)。
- [13] 「新しい経済政策パッケージについて 平成29年12月8日閣議決定」http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf(2018

年4月24日最終閲覧).

[14] その他, 規制改革推進会議第二次答申とは関係なく, その他の電波有効利用方策として, マイクロ波空間伝送型ワイヤレス電力伝送の実用化のための制度整備や, 地域 BWA の見直し・評価の検討, 携帯電話等抑止装置の実用局化, 実験研究等用の海外端末持込み対応, IoT時代の技術基準適合証明表示面での対応等の検討をおこなっている(電波有効利用成長戦略懇談会第10回資料参照).

[15] 小向太郎『情報法入門 デジタル・ネットワークの法律第4版』(NTT出版, 2018年)81頁.

[16] 比較審査方式は, 既存事業者にとって有利な制度であり, 情報の非対称性もあるとして, 新規参入企業等への周波数割り当てが難しいということが指摘され, 特に民主党政権時代において, 比較審査方式ではない, オークション制度等への転換等が検討された. そして, 実際に周波数オークションの導入を目指すことが提言され, 「電波法の一部を改正する法律案」が2012(平成24)年3月に第180回国会(常会)に提出されたが, 結局, 法律は成立しなかった. 参照, 2011年12月 総務省「周波数オークションに関する懇談会 報告書」1頁

http://www.soumu.go.jp/main_content/000146432.pdf(2017年11月6日最終閲覧). また, 林秀弥「第4章 情報基盤をめぐる競争と規制」曾我部真裕「第3章 通信と放送」曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』(弘文堂, 2016年)144頁.

[17] 総務省電波有効利用成長戦略懇談会第10回資料等参照.
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/dempayukoriyo/index.html (2018年4月24日最終閲覧).

[18] 電波監理委員会から電波監理審議会への「格下げ」との指摘につき, 曾我部真裕「第3章 通信と放送」曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』(弘文堂, 2016年)68頁. また, 参照, 寺田麻佑「実質的証拠法則『行政法の争点(ジュリスト増刊)』(有斐閣, 2014年)126頁.

[19] 総務省電波監理審議会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/index.html(2018年4月24日最終閲覧).

[20]たとえば携帯電話については, 一台年額200円と, 使用する周波数幅1MHzにつき年月9515万円の電波利用料が発生している. 林秀弥「第4章 情報基盤をめぐる競争と規制」曾我部真裕「第3章 通信と放送」曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』(弘文堂, 2016年)141頁.

[21] 林秀弥「第4章 情報基盤をめぐる競争と規制」曾我部真裕「第3章 通信と放送」曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』(弘文堂, 2016年)140-141頁.

[22] 総務省電波有効利用成長戦略懇談会資料
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/dempayukoriyo/index.html (2018年4月24日最終閲覧).

[23] 高橋滋『行政法』(弘文堂, 2016年3月)110頁.

[24] 助成的行政指導と規制的行政指導の分類は困難な時もある. 情報提供として税金の軽減措置などを示して土地の買収を進めるような場合には, 規制を進める目的とともに情報を提供する目的もある. 同上書, 111頁.

[25] 法律の根拠(留保)については, 侵害留保説の立場から, 行政指導は侵害に該当しないため, 法律の留保が必要ないとされている. 立法も, 個別の行政指導に対して, 法律の根拠が不要としており, 行政手続法32条も行政機関の任務又は所掌事務の範囲において行われるべきと定めている. 規制的行政指導については, 法律の根拠を必要とする学説も有力である. 参照, 同上書, 111-112頁.